

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部 医務課地域医療体制整備室

法令名	佐賀県医師修学資金等貸与条例	法令の番号	平成17年佐賀県条例第34号
許認可等の種類	修学資金等貸与の決定	根拠条項	第3条
審査基準	<p>申請者が次の各号に該当すると認めるときに、選考により、予算の範囲内で貸与を決定する。</p> <p>(1) 県内の医師の不足する地域の医療機関等に、将来、小児科医等の医師として勤務しようとする者であること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>① 大学生(大学の医学を履修する課程に在学する者に限る。)</p> <p>② 大学院生(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定による臨床研修(以下「臨床研修」という。)を修了し、大学院の医学を履修する課程に在学する者のうち規則で定めるものに限る。)</p> <p>③ 臨床研修医(臨床研修を受けている者をいう。)</p> <p>④ 専門研修医(臨床研修を修了し、専門研修のうち規則で定めるものを受けている者をいう。)</p>		
受付機関	医務課地域医療体制整備室	処理機関	医務課地域医療体制整備室
交付機関	医務課地域医療体制整備室	標準処理期間	90日
		標準経由期間	一日
		目次	NO
			9